

## 「建築構造用鋼材の品質証明ガイドライン講習会」Q & A

本年度、開催した「建築構造用鋼材の品質証明ガイドライン講習会」では、参加者の方々から多数のご質問をいただきました。

以下に、第1回目としてまとめた回答を記しますのでご参照ください。

なお、今回回答していない質問については、今後随時更新していきますので、ご了承ください。

Q1. 行政の具体的な導入スケジュールなどがあれば示して頂きたい。

A1. 行政として規制するものではありません。日本建築行政会議では、従来から鋼材の品質証明のために完了検査時等に添付又は提示を求めていたミルシートと同様に扱うことを表明し、本年度刊行予定の検査マニュアル 2010(構造編)に記述する予定です。なお、(社)東京都建築士事務所協会の構造設計特記仕様(平成22年7月改訂)には反映されています。

Q2. このガイドラインを適用した際、違反した場合の罰則規定は設けられるのでしょうか。本方式の拘束力はどの程度でしょうか？

A2. このガイドライン自体に法的強制力はありませんが、ガイドライン方式採用を契約で決めた場合は当然ながら拘束力が働きます。

例えば、設計図書にこのガイドラインが特記された場合で、それに従わなかった場合は、監・管理上の問題が発生すると考えます。

Q3. このガイドラインによる文書を受け取るだけで、建築基準法及び建築士法による鉄骨工事材料確認に関する工事監理を行ったことの保証になりますか？また、後日内容に虚偽が発見された場合の責任はどうなりますか？

A3. 工事が設計図書のとおり行われているかどうかを照合する責任が工事監理者にはありますので、当事者の一人として、異材の混入等により被害を受けた者が工事監理者を訴えようとすることを否定することはできません。

ガイドラインは証明書の様式を示していますが、この様式に沿って使用鋼材の情報をきちんと記載するには、証明書を作成するシャーリング会社やファブにおいて、適切な業務管理がされている必要があるものと考えています。施工者や工事監理者が、証明書があれば良しとするのではなく、記載内容に疑義があれば、作成者に確認をしたり、あるいは、疑義のあるような証明書を作成する業者とは契約しない、させないというようなチェックの目を持つことで、この証明書の信頼性はあがり、工事監理者

の注意義務の負担も軽減されてくるものと考えます。

ガイドラインの証明書の信頼性が高まり、問題が生じにくく、無駄な検査コストなどを必要としない業界を形成していくことについて、鋼材や鉄骨の生産者、施工者、工事監理者等がそれぞれ取り組まれる必要があるものと考えます。

Q 4. 本講習会にて説明に用いられていたパワーポイントの資料を送付いただくことは可能でしょうか？（テキストに無い情報もありましたので…）PDF ファイル、紙など、方法は問いません。ご検討ください。

A 4. PDF による資料をホームページに掲載します。

Q 5. 具体的な記述例を時系列で何パターンか紹介して欲しい。

A 5. 現在、関係団体で作成中です。

Q 6. 紙ベースの管理手法に代わる手法が必要ではないか（QR コード、電子マニフェストなど）

A 6. まずは紙ベースで提案していますが、当然電子的管理方法もありえます。既に残材を含めた鋼材管理ソフトを販売している会社もあるようです。

Q 7. 一例ですが切板の端面塗色については、ファブ毎の独自色方式が実情。識別表示標準への統一化など「ガイドライン」方式移行と共に、他の改善事項にも着目していく必要もあると思う。

A 7. 端面塗色については、JSSC 標準への移行を提案しております。

Q 8. ミルシートの保存期間は？

提出方法、保管方法、保管期間などについては、予め当事者間で決めておくという説明がありました。ということは、かかる内容については、ルールやガイドラインはないのでしょうか？（指針的なものがなければ、実運用が担保されない様にも感じます）

A 8. 現状では、設計図書に準じる、瑕疵担保期間、各社の社内ルールなどによるなど統一されていませんので、予め当事者間で決めておくしかなく関係者で事前協議が必要と考えます。また、指針的なものは現時点ではありません。

Q 9. 本ガイドラインの方法とミルシートを見やすく目次（一覧表）を作成して添付することと同じように思えるが、どう違いがあるのか？

A 9. 現状もガイドラインと同様の整理が行われているケースもあります。

ガイドラインは各工程が自工程責任のもとで作成することをめざしており、その際

の表示項目を示しています。従って、目次（一覧表）の場合は、同様な項目が示されているので形の上では同じように見えますが、自工程責任が全うされたかは別途照査が必要です。

Q10. 柱脚メーカーです。メーカーとして用意する書類は、ベースプレートとアンカーボルトについてであると考えておりますが、両方とも用紙C（原品証明書）だけでよろしいでしょうか。ベースプレートに識別色は必要ですか。

A10. 用紙Cでよいと考えます。ベースプレートの識別色は形状ほかで識別可能であれば特に無くても宜しいかと考えます。

Q11. ベースパック、ハイベース等の認定柱脚の用紙Bの取り扱いについて

①契約先が施工者とファブの場合があるが、用紙Bは契約先に作成してもらえばよいのか？

A11①. 施工者が契約先で、現物がファブに入る場合、ファブが作成する用紙Bに記載すればよいと考えます。

②ベースプレートは施工者契約でもファブへの納入になるが、この場合は？

A11②. ベースパック、ハイベース等の認定柱脚のベースプレートは、ファブが作成する用紙Bに記載すればよいと考えます。

Q12. スリーブ補強の既製品は鋼材証明書の対象部位に該当するのでしょうか？

A12. 該当すると考えます。用紙Bのみ作成と考えます。

Q13. “一つ一つの部材ではなく、「柱」、「大梁」というグループで考える”とありますが、そのグルーピングは節毎、工区毎等の分けを、工事監理者と協議し、決める方向と考えてよろしいでしょうか？

A13. 宜しいと考えます。

Q14. ミルシートに需要家名、工事名が入っているものを他の工事、需要家にそのまま使うことが出来るのかどうか（需要家名、工事名を消して使うことに問題はないのか）、よく理解できません。

現場名の入ったミルシートが無くなると書いてありますが、ほとんどの現場で他物件の工場名が入った鋼材は使用不可といわれています。ミルシートについて需要家が購入先の名前になるということであれば、工事名の記載は無くなるという認識で良いのか？

A14. ミルシートには試験結果に関係する以外の情報は記載しない方向が望ましいと考えます。

名前を消して使用するの、関係者に余計な誤解をあたえるので適切な行為とはいえません。複数現場に使用することがわかっている場合（在庫として所有する場合も同様ですが）工事名は入れないことが望ましいと考えます。

ミルシートに工事名が書かれたとしても、出所が明確であればその鋼材の品質などに変化が有るわけではありませので使用できるということです。

Q15. 本方式とするのか、ミルシート原本・裏書きミルシート方式とするのかを、事前に工事関係者の合意で決定すると説明がありました。「どちらでもよいのか？」と捉えることができます。

A15. 現時点では、どちらでも仕方が無いといわざるを得ません。将来的にはガイドライン方式に一本化できればと考えます。

Q16. 本方式についての問い合わせ窓口はどこになるのでしょうか？

A16. 日本鋼構造協会のホームページを考えています。

Q17. 写真は義務ではないとのことですが、あくまで写真等は資料として持っていることが証明の方法になります。現場配筋写真と同じレベルという考えは無理があるのでしょうか？

設計者、監理者は、どうしても監理の厳しい方へ流れる傾向があります。写真、その他の件、どこかで歯止めをかける装置が必要では？

A17. ガイドラインでは、「原則不要」としましたが、管理実施を証明する資料になりうると思えます。

但し、写真の撮影や提出、付属資料の提出などについては、事前に関係者間で扱いを協議するしかありません。

Q18. 複数の問屋または中間加工業者を通して発注される切板は、部位・部材名の指定がないものが多い。その場合、自社の作番（注文番号）を記入しても良いのか。

A18. なにを切断するのか、切断したのかわからないような受注、発注方式は改善すべきと思えます。

Q19. 今回の品質証明ガイドラインのテキスト p. 14～18 にケース分けされたフローがありますが、1つの工事物件でこの5パターンが出てくるとも、物件内容によっては十分有ると思えます。FABが用紙Bを作成することになっていますが、かなりの負担であると思えます（まだミルシートの方が楽です）。以前のSN材の品質証明方式のように普及しないのでは？（監理、GCはいまだ主流は結局ミルシートです）

A19. 今の方法より少しでも管理レベルを上げたいのが主旨ですので、負担増もやむを得

ないと考えています。

Q20. 規格色塗布方法について、ステンシル（板番）情報を現品へ塗布するということだったが、細かい切板に対しても記入しなければならないのか？実行した場合、かなりの時間が要されると思われる。色は各ファブによって違うため、統一をして欲しい。

A20. 残材のうち、スクラップへ移行するほどの細かい材料には転記は不要です。  
なお、端面塗色については、JSSC 標準への移行を提案しております。

Q21. 品質証明ガイドラインにかかるコストの試算、積算方法を教えていただきたい。また、その負担者が誰たるべきか、考えをお聞かせいただきたい。

A21. 費用の考え方など、各社により異なり一律には言えません。費用は各々の作業者がその発注元へ請求することになります。最終的には、工事発注者の負担となります。

Q22. 形鋼はミルシート原本・裏書ミルシート方式、鋼板がガイドライン方式、のように併用は可能でしょうか？

A22. 何を使用したかを明確にするのがガイドラインの主旨です。現状方式の場合で、この主旨が全うできるのであればいいのですが、統一したほうが宜しいかと考えます。